

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文目次

本則関係

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）

附則関係

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）

動機に該当するもの を除く。)	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放 出量の値が七・七以下であること。
三 ディーゼル機関で あつて、定格出力が 百三十キロワットを 超え、かつ、定格回 転数が毎分二千回転 以上のもの（特定用 途原動機に該当する ものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放 出量の値が九・八以下であること。

四 (略)	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放 出量の値が九・八以下であること。
備考 (略)	三 ディーゼル機関で あつて、定格出力が 百三十キロワットを 超え、かつ、定格回 転数が毎分二千回転 以上のもの

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 (略)

2 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 硫黄分の濃度が次の値以下であること。

イ 前項の表第一号及び第二号に掲げる海域で使用する燃料油にあ
つては、質量百分率一ペーセント

ロ (略)

二 (略)

(船舶において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項ただし書の政令で定める油等は、

船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、

漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第六号に掲げるものにあつては、法

ては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

。 (船舶において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、船舶内に

ある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活

動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、

次に掲げるものとする。ただし、第五号に掲げるものにあつては、法

第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に

適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

五 船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるため
の装置の使用に伴い生ずる廃棄物

六 (略)

五 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（海事局の所掌事務）

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・六 （略）

七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること。

八・十六 （略）

（安全基準課の所掌事務）

第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・五 （略）

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七・八 （略）

（検査測度課の所掌事務）

第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

四・七 （略）

（海事局の所掌事務）

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・六 （略）

七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること。

八・十六 （略）

（安全基準課の所掌事務）

第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・五 （略）

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七・八 （略）

（検査測度課の所掌事務）

第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

四・七 （略）

○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一～二十四（略）	（略）	（略）	（略）
二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成若しくは船舶に係る証書等の作成若しくは船舶保安規程の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に	一 二 三 四 五	（略） （略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略） （略）

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一～二十四（略）	（略）	（略）	（略）
二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成若しくは船舶保安規程の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に	一 二 三 四 五	（略） （略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略） （略）

する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務

二十六～三十	(略)	(略)	(略)	(略)

係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務

二十六～三十	(略)	(略)	(略)	(略)